

連続で実現した。引き続き財務省と協議して、一層進めていけるように引き続き尽力してまいりたい。

2. 1月22日自賠審の議事内容

1) 自賠責保険基準料率改定について

前回自賠審(1/16)で示された方向性(料率引き下げを了承)に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われた。審議の結果、新たな基準料率を2020年4月1日より適用することなどについて了承された。新基

準料率は全車種等の平均で16.4%の引き下げ(現行基準料率比)となる。

■2020年4月からの新保険料率例

- ・自家用車(2年契約、除沖縄・離島):
21,550円(▲16.6%、現在25,830円)
- ・営業用普通貨物(最大積載2トン超、1年契約):
30,530円(▲22.8%、現在39,540円)
- ・営業用乗用自動車(東京、大阪等、1年契約):
102,200円(▲20.7%、現在128,840円)



第 102回全国自動車会議所専務理事会が2月6、7日の両日、長野県茅野市で開催された。会議には、全国各自動車会議所から19名が出席し、日本自動車会議所より最近の事業活動や当面の主要課題に関する説明の後、意見交換が行われた＝写真上＝。

会議は、日本自動車会議所の山岡正博専務理事の挨拶より始まり、同会議所事務局より2019年度の事業や各委員会の活動状況進捗、及び来年度事業方針と活動計画について報告した。

引き続き事務局より、1月に開催された道路・交通委員会での国交省説明概要の報告、日本自動車会議所の交通安全活動の取り組み、子供のクルマファ

ン拡大施策の紹介、HP展開状況等について説明があり、活発な意見交換が行われた。

最後に、今後の本専務理事会について議論され、次回は大阪で本年10月22～23日の開催とすることが承認された。

会議翌日は会場周辺にあり交通安全を祈願するお寺として知られている蓼科山聖光寺(奈良・薬師寺の別院)を訪問し、松久保住職より交通安全のご祈祷とご講話をいただいた。自動車業界団体として全国自動車会議所が集まっての初めての祈願であったが、一行は交通安全を目指して、さらなる活動を行う思いを新たにした。



奈良・薬師寺の別院、蓼科山聖光寺を訪問し交通安全を祈願

国土交通省が実施結果(中間報告)まとめる 2019年度「不正改造車を排除する運動」

不正改造防止推進協議会もウェブサイトのPR結果を報告

国 土交通省はこのほど、2019年度「不正改造車を排除する運動」の実施結果(中間報告)を取りまとめ、東京・港区の三田共用会議所で2月14日に開催された「不正改造防止推進協議会」(事務局＝日本自動車整備振興会連合会)全体会議で公表した。当会議所など自動車関係33団体で構成する同

協議会と国交省は、通年にわたってこの運動を実施しているが、特に6月の強化月間には、不正改造が犯罪であることを周知する啓発活動を展開。チラシやポスター、ウェブメディアなどを通じて、不正改造の排除と防止を訴えており、当会議所も毎年、会報やホームページ(HP)などを活用して周知活動

に協力している。

全体会議では、まず国交省自動車局整備課の平井隆志課長が挨拶。平井課長は、「これまでさまざまな取り組みをしてきたが、それでもインターネットなどで悪質な改造車が目に付く。社会に迷惑を掛けるクルマを排除するという強い思いで、この活動をより効果的に活性化させていきたい」と述べ、協議会に対し協力を呼び掛けた。この後、国交省と協議会事務局が強化月間中の実施結果などを報告した。

報告によると、国交省が啓発活動に用いたポスターは約2万3,000枚、チラシは約36万枚に及び、地方の出先機関や公共施設、関係機関などで掲出・配布した。また、国交省の呼びかけに応じ、全国302のバス事業者が、横断幕による啓発広告をバス前面に掲示して同運動に協力した。

協議会からは、不正改造の認知度が低い若者に対し「有効である」として、ウェブサイトでのPR活動を積極的に展開したことが報告された。YouTubeに配信した動画広告については、30秒以上視聴した再生回数は約43万に上り、女性読者が圧倒的多数を占めるWoman exciteでのタイアップ記事のPV（ページビュー）数は4万9,000を超えたという。協議会では、いずれも想定を大きく上回る実績だと見ている。

広報・啓発活動のほか、国交省、警察庁、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会などが全国で378回の街頭検査を行い、計2万3,094台の車両（こ



2019年度の強化月間の啓発ポスター

のうち二輪は250台)を検査。不正改造車と認められた場合は整備命令を発令するが、今回は226台(同37台)に整備命令が出された。

このうち特に多かった不正改造は、違法な灯火器の使用等(61件)、着色フィルムの貼付等(46件)、タイヤのはみ出し等(45件)、基準不適合マフラーの装着等(41件)。国交省では、整備命令に従わない自動車使用者には「車両の使用停止等を含む厳正な処分」で対応しているという。年間を通して見ると、整備命令発令件数は2004年度の5,438件をピークに減少傾向にあり、ここ数年は1,300件程度に落ち着いているという。



東 京都は2月21日、東京・新宿区西新宿の都庁第一本庁舎の大会議室で「ZEV(ゼロエミッションビークル)充電インフラ拡大ミーティング」=写真=を開催した。排ガスを出さないZEVの普及促進を図るため、先行整備が必要な充電インフラについて産業界との交流を強めるのが目的だ。

ミーティングでは、小池百合子都知事が「ZEV

の普及は乗る人、つくる人、充電をインフラ提供する人が三位一体となって進むもの。ともに協力して推進していきたい」と語った。

続く企業側の取り組み紹介では、イオンモール、高島屋、三井不動産リアルティ、森ビル、e-Mobility Powerの5社がそれぞれの取り組み状況などを説明したほか、自動車業界からはトヨタ自動車、日産自動車、本田技研工業、三菱自動車工業の4社も参加した。

東京都は昨年12月に「ZEV普及プログラム」を策定し、2030年に都内の乗用車の新車販売台数の半分をZEVが占める目標を発表。これに伴い都内の公共用充電器数を現在の約2,500基から、2025年には約5,000基に倍増させる計画を進めている。

〔東京都自動車会議所〕